

西欧中世比較史料論研究：平成19年度研究成果年次 報告書

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

城戸, 照子
大分大学経済学部：教授

丹下, 栄
下関市立大学経済学部：教授

足立, 孝
弘前大学人文学部：准教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932625>

出版情報：2008-03
バージョン：
権利関係：

4. 中世初期スペイン史と文書史料（9世紀—11世紀）

足立 孝

所領明細帳に代表される台帳系史料の伝来をみない中世初期スペイン農村史研究では、契約行為そのものを生み出すべく作成された証書系史料が最大の情報源となってきたことは言を俟たない。だが、よく知られるとおり膨大なオリジナル文書が伝来するカタルーニャはスペイン全体をみても例外というほかなく、それに匹敵するだけの文書の伝来数を誇る地域は皆無であるばかりか、伝来の様式についても後代のコピーやカルチュレールによるのが通例で、オリジナル文書となるとむしろ伝来すること自体がまれな地域が多いのが実際のところである。1978年のローマ国際研究集会においてローヌ川からガリシア地方までの封建制の発展様式を比較・総合しようとしたピエール・ボナシィは、膨大なオリジナル文書の伝来を根拠の一つとしてカタルーニャを全体の参照軸とすることがいかに有効かを訴えたが¹、ここにはなぜ同地域にかぎって相当数のオリジナル文書が伝来し、他の諸地域ではそうではないかという本質的な問いが欠如しており、文書の生産や保管といった問題がそれ自体として歴史研究の主たる対象の一つとなっている現在の動向に鑑みるに、その根拠はやや単純かつ不用意な印象を免れえないように思われる。

いずれにせよ、前稿で整理したように、ボナシィの意図したところは現在においても依然として達成されていないし、それどころか、大きく分けてフランス学界の影響を色濃く受けるスペイン北東部研究（カタルーニャ、アラゴン、ナバーラ）と、もっぱらスペイン学界によって牽引される同北西部研究（カスティーリャ、アストゥリアス＝レオン、ガリシア）とを隔てる理解の懸隔は以前にもまして深くなっている²。ここにはむしろ前述のような史料の伝来状況の地域差が少なからず関係しているが、それ以上に厄介な問題は、そうした理解の懸隔が逆に、文書の作成・保管やその機能といった史料論的な問題系にほぼそのまま投影されてしまっていることである。かつてロジャー・コリンズは、スペインにおける裁判制度を検討するにあたり、文書の伝来状況や、西ゴート書式の使用や同法典の個別条文の引用といった文書形式学的な所見をもふまえたうえで、スペインで唯一比較可能な地域としてカタルーニャとレオンを同一の俎上に載せたが³、こうしたな試みは大陸の学界、わけても現在のスペイン学界の動向に照らしてみれば例外中の例外といわざるをえないのである。

たとえ文書の種別や体裁が明らかに共通の諸特徴を示していたとしても、ひとたびテク

¹ P. Bonnassie, “Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal”, *Structures féodales et féodalisme dans l’Occident méditerranéen (X^e-XIII^e siècles). Bilan et perspectives de recherches*, Paris, 1980, pp. 17-84.

² 拙稿「中世初期スペイン農村史における大所領と独立農民」『史学雑誌』第114編第8号、2005年、21-41頁。

³ R. Collins, ‘Sicut lex Gothorum continet’: Law and Charters in Ninth- and Tenth-Century León and Catalonia, *English Historical Review*, 100, 1985, pp.494-496.

スト内的な議論を越えてそれらの生成の要因や機能のあり方を問おうとすれば、それら自体を材料として抽出された特定の空間的・時間的コンテクストへと帰着するほかない。こうした史料論的な方法論に多かれ少なかれ内在する循環論的な論理構造は、結局のところ農村社会そのものの発展様式をめぐる前述の理解の差異へとわれわれを引き戻すことになるであろう。以下ではそれゆえ、この方面での近年の研究動向をあえてスペインの東と西という前述の地域区分にそくしてそれぞれ整理することにしたい。

*

紀元千年を社会変革の重大な画期とみなす「封建変動」とか「封建革命」といった理解が多かれ少なかれ文書形態の変化を根拠の一つとしてきたことは、あらためて指摘するまでもないであろう。古くはジョルジュ・デュビュがブルゴーニュ南部マコン地方をあつかった著名な学位論文のなかで、同時期の文書形態の変化を固有の意味での証書から個人的な記憶媒体としての私的書付への転換に相当するものとみなし、古代的な公的・「国家」的統治組織の解体と連動して書証を利用する社会がもっぱら口承に依存する社会に全面的に移行したと論じたことはよく知られている⁴。通常の（どちらかといえば批判的な立場からの）研究史の整理でこれに続く仕事とみなされているのが、まさしくボナシィの手になるカタルーニャ研究である。そこでは、伝統的な西ゴート書式の踏襲や同法規定の長期にわたる引用という所見からローマ帝政末期以来の公的・「国家」的秩序の存続が強調される一方、口頭の誠実宣誓をそのまま書きとめたかのように作成期日も証人欄もたず、もっぱら俗語をもって作成された誠実宣誓書や、それを含め当事者間で取り結ばれた封建的な約定の内容をきわめて詳細に明記したコンヴェニエンティア[convenientia]といった、新たな文書形態の急激な増加が、封建的社会秩序成立の「革命」的性格を典型的に示すものと想定されたのである⁵。

こうした理解は、1980年代に南フランス研究で広く受容され、1990年代になるとピレネー山脈以南でもスペイン北東部を中心に同様の理解が打ち出されるようになり、いまや地中海研究を代表する有力な考え方の一つとなっていることは周知のとおりである。ただ、それが特定の地域社会全体の変動を照射する「全体史」を標榜しておきながら、じつはその根底に、わけても変動の核心に「国家」や法のあり方をおくという伝統的かつ法制史的理解に立っていて、それが古代以来の公的「国家」やローマ法が比較的強固に存続したからであるという循環論法によって正当化されていることを忘れてはならない。こうして、やや乱暴にまとめるならば（とりわけこうした理解に批判的な立場からみれば）、「国家」／法／書証という三位一体が、紀元千年を境に封建的支配関係／慣習／口承および私的書

⁴ G. Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise* (1953), Paris, 1988, p. 9.

⁵ P. Bonnassie, *La Catalogne de milieu du X^e à la fin du XI^e siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976, t. 1, pp. 183-202; id., *Les conventions féodales dans la Catalogne du XI^e siècle*, *Annales du Midi*, 80, 1968, pp. 529-559.

付という三位一体に突如、あるいは次第にとってかわられるという構図が描き出されることになるのである。

ピエール・シャスタンが指摘するように、史料論的研究が古文書学や文献学のフィールドを越えて現在のように歴史研究の一環として急速に定着するにいたった要因の一端は、まさしく前述の理解の妥当性と限界をめぐって繰り広げられた1990年代のいわゆる「紀元千年論争」に求められるにちがいない⁶。なかでも「封建変動」批判の急先鋒というべきドミニク・バルテルミィがそれを前述の理解に対する有効な批判の道具として利用しつつ、ボナシィのカタルーニャ・モデルに対する痛烈な批判を繰り広げてきたことは記憶に新しい。彼は、ロワール川流域の諸修道院で同時期に作成されるようになった、一見内部文書とおぼしきノティスがいかにして従来の証書と同等の機能を果たしえたかを機能論的に論証することにより、書証から口承へという前述の図式に見直しを迫ると同時に、従来は書かれなかった内容までもが文書に豊富に盛り込まれるようになったという意味でここに「文字文化」の成熟をも見通したのであった。それゆえ、彼のカタルーニャ・モデル批判もまた、こうした文書そのものの生成要因と機能様式に注目したものとなっており、とりわけ同地域における誠実宣誓書やコンウェニエンティアといった新たな文書形態の生成は、あくまでもすでに存在した社会的現実を正確に記述するための「文書の変動」の所産であって、社会の「変動」や「革命」はじつは「顕現」にすぎなかったと主張したのである⁷。

これを受けて、もともとリテラシー研究のさかんなアングロ・アメリカ学界を中心に、当のカタルーニャ研究においても類似の方法論がとられるようになっていく。たとえば、アダム・J・コストは前述のコンウェニエンティアの起源が従来の裁判記録、宣誓書、城塞保有契約書の変容と統合の過程にあったことを文書形式学的にあとづけ、それがけっして無から生成したものではないことを明らかにした。もっとも、その生成要因をめぐっては、公法廷の権威のもとで発給された従来の裁判関連文書が城塞保有契約書と統合され、証人の下署や罰則規定さえをも備えた完全な証書と化してゆくことから、公権力の権威がもはや当事者間の私的な合意に依存するほかなくなったことによるものとし、ボナシィがいうほど「革命的」ではなかったにせよ、バルテルミィとは逆にその意味での「変動」は否定すべくもないとの立場をとっている⁸。これに対してジェフリ・A・バウマンは、とくに宣誓書、判決状、権利放棄書といった裁判関連文書が、もっぱら受益者たる教会の手で審問時の発話内容も含め1通の文書として統合されてゆく過程を生成論的に描き出すと同時に、従来は個別案件に対する法の厳密な適用の証として認識されていた西ゴート法、フランク法、教会法の個別規定の引用や、罰則規定や呪詛の文言の付加が、伯権と聖職者で占めら

⁶ P. Chastang, *Cartulaires, cartularisation et scripturalité médiévale : la structuration d'un nouveau champ de recherche*, *Cahiers de civilisation médiévale*, 49, 2006, pp. 24-25.

⁷ D. Barthélemy, *La mutation féodale a-t-elle eu lieu? (Note critique)*, *Annales ESC*, 47-3, 1992, pp. 772-774; id., « De la charte à la notice » à Saint-Aubin d'Angers, *La mutation de l'an mil a-t-elle eu lieu?*, Paris, 1997, pp. 36-50; id.,

⁸ A. J. Kosto, *Making Agreements in Medieval Catalonia. Power, Order, and the Written Word, 1000-1200*, Cambridge, 2001, pp. 43-52.

れた裁判官と緊密に連携した教会の、俗人に対抗するための戦略の所産として理解されており、この場合はむしろ、北西ヨーロッパのノティス研究と同じく文書の背後にある現実が教会文書特有のバイアスによっていかに歪められていたかが強調されている⁹。

だが、「封建変動」批判に端を発するこうした諸研究は、あくまでもノティスのように「変動」の証左とされる新たな文書形態に焦点をあてているのであって、俗人間でやり取りされた土地売却文書を中心に 15,000 点ものオリジナル文書を擁するカタルーニャ史料全体の厚みを考えるならば¹⁰、そのうちのごく一部をあつかっているにすぎないことになるであろう。そもそも新たな文書形態の生成を文書の通用力や「文字文化」の変容と結びつける北西ヨーロッパ流の議論は、従来のカタルーニャ研究、わけても文書形式学や古書体学の分野ではまるで必要とされていない。たとえば、1970 年代以来、近年の史料論的研究を先取りするかのような仕事を一貫して手がけてきたミシェル・ジンメルマンは冒頭定式、西ゴート法の個別条文の引用部分、前文、措置部、終末定式、年代記載部分、下署といった証書を構成するあらゆる要素におよぶ緻密な分析を通じて、俗人をも含む専門的な書記が措置部を除き一定の自由度が許容される各部分に自らの学識や芸術的センスを縦横に反映させて従来の証書を個々のレベルで変容させながらも、書式全体はほぼ完全に踏襲されつづけたとしている¹¹。それゆえ、ここでは受益者となった特定の教会のスクリプトリウムに由来するノティスのような文書の「個別化」が生ずるべくもなく、文書の通用力という問題設定そのものがおよそ意味をなさなくなるのである。

また、1998 年の第 12 回国際ラテン古書体学会（「中世における書記の地位」）において 9 世紀から 11 世紀までのカタルーニャの書記の地位をあつかったアンスカリ・M・ムンドは、同時期にビクやバルセローナの司教座聖堂教会や、サン・クガト・ダル・バリェスやサンタ・マリア・ダ・リプイといった修道院に付属する学校で養成された、自らの能書術や学問的・芸術的素養を証書という形式のもとで最大限発揮しようとする聖職者＝裁判官＝書記が都市を中心に幅広く活躍し、その典型ともいえるブンソム・ダ・バルセローナにいたっては同都市に自ら開設した個人的なスクリプトリウムで俗人書記の養成にあたることさえあったとしている。ここからムンドは、西ゴート期以来の書記の文化はカロリーナ小文

⁹ J. A. Bowman, *Shifting Landmarks. Property, Proof, and Dispute in Catalonia around the Year 1000*, Ithaca, 2004, pp. 35-55.

¹⁰ カタルーニャ文書の典型的な伝来パターンとしてビク司教座聖堂教会文書の例を挙げておこう。同司教座に伝来する文書は、10 世紀中葉から 1100 年まででカルチュレール[Liber dotationum ecclesiae Vicensis]に収録された文書が合計 73 点でそのうち土地売却文書はわずかに 1 点であるが、これに対してオリジナル文書は同期間に 1201 点にもものぼり、同司教座を行為主体としない土地売却文書が 558 点を占めている。R. Ordeig i Mata, *Diplomatari de la catedral de Vic (segle XI)*, 2 vols., Vic, 2000.

¹¹ M. Zimmermann, L'usage du droit wisigothique en Catalogne du IX^e au XII^e siècle: approches d'une signification culturelle, *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 9, 1973, pp. 232-281 ; id., Écrire en l'an mil, *Hommes et sociétés dans l'Europe de l'an mil*, Toulouse, 2004, pp.351-378 ; id., *Textus efficax: Ennonciation, révélation et mémorisation dans la genèse du texte historique médiéval. Les enseignements de la documentation catalane (X^e-XII^e siècles)*, *Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp. 137-156.

字の導入も含めて9世紀から11世紀にかけてむしろより豊かになり、わけてもけっして否定されえない俗人書記の存在はのちの公証人の時代へと途切れることなく連なっているとするのである¹²。したがって、まさしく社会の「変動」の有無が議論されている時代にありながら、カタルーニャにおける書記の文化はいささかも揺らいでいないどころか、その豊かさを増してさえいるのであり、仮に従来の証書にいくばくかの「変動」がみられたとするならばそれは、むしろ社会の「変動」と連動したのではなく、むしろ書証の機能はそのままに、個々の書記のレベルで発揮される学問的・芸術的素養に由来するものとみなされているわけである。

むしろこれは、個々の書記の筆を綿密に追跡できるだけのオリジナル文書の伝来数を誇るカタルーニャならではの議論というべきであろう。実際、同じくスペイン北東部のアラゴンおよびナバーラにはオリジナル文書はおよそ伝来しておらず、修道院カルチュレールに集成されたコピー以外に依拠すべき材料がないのが実情である。それゆえ、1980年代から1990年代にかけては、J・A・ガルシア・デ・コルターサル・サン・ミリャン・デ・ラ・コゴリーヤ修道院研究¹³に触発された数々の修道院研究（サンタ・マリア・デ・イラーチェ、サン・サルバドル・デ・レイレ、サン・フアン・デ・ラ・ペーニャなど）が隆盛をみせたが¹⁴、そこでとられたおもな研究手法は、文書の種別（寄進、売買、交換）、発給主体の種別（王権、貴族、中小土地所有者）、さらにはそれらの年代分布に基づいて個々の修道院所領の政治的・経済的な動向を共時的かつ通時的に再構成するというものであり、ここには修道院カルチュレールそのものが文書の構成や配列という点でいかに政治性を孕んだ史料類型かという、現在であれば問われてしかるべき問題がおよそ問われないまま議論されている¹⁵。これにかわって1990年代以降には、「封建変動」を掲げるフランス学界の理解に明らかに影響を受けたカルロス・ラリエーナ・コルペーラのアラゴン研究¹⁶やフアン・ホセ・

¹² A. M. Mundó, *Le statut du scribeur en Catalogne du IX^e au XI^e siècle, Le statut du scribeur au Moyen Âge. Actes du XII^e colloque scientifique du Comité international de paléographie latine*, Paris, 2000, pp. 21-28. また、ブンスム・ダ・バルセローナについては、id., *El jutge Bonsom de Barcelona, cal·lígraf i copista del 979 al 1024, Scribi e colofoni. Le sottoscrizioni di copisti dalle origini all'avvento della stampa*, Spoleto, 1995, 269-228.

¹³ J. A. García de Cortázar, *El dominio del monasterio de San Millán de la Cogolla (siglos X a XIII). Introducción a la historia rural de Castilla altomedieval*, Salamanca, 1969.

¹⁴ たとえば、E. García Fernández, *Santa María de Irache: expansion y crisis de un señorío monástico navarro en la Edad Media (958-1537)*, Leioa, 1989; A. I. Lapeña Paúl, *El monasterio de San Juan de la Peña en la Edad Media (desde sus orígenes hasta 1410)*, Zaragoza, 1989; L. J. Fortún, *Leire, un señorío monástico en Navarra (siglos IX-XIX)*, Pamplona, 1993.

¹⁵ 典型的には、Ag. Ubieto Arteta, *La documentación eclesial aragonesa de los siglos XI al XIII, dentro del socio-económico de la época, Aragón en la Edad Media: II. Estudios de economía y sociedad (siglos XII al XV)*, Zaragoza, 1979, pp.23-71.

¹⁶ C. Laliena Corbera, *La formación del Estado feudal. Aragón y Navarra en la época de Pedro I*, Huesca, 1996; id., *Pedro I de Aragón y Navarra (1094-1104)*, Burgos, 2000; C. Laliena et Ph. Sénac, *Musulmans et chrétiens dans le Haut Moyen Âge: aux origines de la reconquête aragonaise*, Paris, 1991.

ラレアのナバーラ研究¹⁷があいついで世に出されたが、すでに文書の伝来状況や書式の変容が同時期の「紀元千年論争」の焦点の一つとなっていたことを考えれば、この方面におよそ議論がおよんでいないのはたとえ後発の地域研究とはいえやや物足りない。事実、後者は唯一、裁判の顛末が詳細に記録された裁判文書に関連して、西ゴート法の伝統を色濃く継受しながらも、文書の作成と使用という点でもともと低いレベルにあったために、開廷・閉廷のたびに公的な文書はいっさい発給されずに、最終的な解決を待つことの次第がまとめて記録されたとの（コリンズと同様の）理解を示しているが¹⁸、それらがもっぱら受益者たる修道院の書記によって作成され、同じくそこでのちに筆写されたカルチュレール由来の文書であることが当然考慮されなくてはならなかったはずである。

これらの仕事が打ち出した「封建変動」モデルは、いずれも文書の「変動」を論拠にしていなかった。だが、紀元千年以降の両地域の文書は、わずかに伝来するオリジナル文書であれ、後代のコピーであれ、文書に名を連ねる証人の総数の顕著な増加と、ナバーラ宮廷に由来する「これは何某が作成したところの文書である[*hec est carta quam X feci*]」という特徴的な冒頭定式によって導かれる、紛争の顛末を中心に自由度の高い叙述を含む文書の生成をみている¹⁹。こうした傾向はカタルーニャにおいても同様に確認され、わけても後者の冒頭定式については、西ゴート期の権利放棄書、宣誓書、判決状を統合した叙述性に富んだ裁判文書やコンウェニエンティアの典型的な冒頭定式としても広く波及してゆくのである²⁰。むしろ個々の書式のレベルに議論を限定しなければ、証人数の増加と叙述性の高い文書の生成という傾向はこれら 3 地域にとどまるものではなく、ロワール川流域のノティスの生成とも相通ずるものといえるであろう。

以上の 2 点については、筆者自身がそれぞれ次のような解釈を試みている。すなわち、第 1 に、文書に列挙される証人数の増加はあらゆる所見からみて、その場に立ち会った証人の総数そのものが増加したことによるものではなく、かつては 3 人の証人の下署をとまなうのみであった文書に、その背後に確実に存在したその他の証人の人名までもが漏らさず書かれるようになったことによるものである。それゆえ、文書の通用力を強化すべく証人を増員する（書証を口承によって強化する）といったバルテルミィ流の説明はいかにも一面的であり、むしろ逆に、そうした文書そのものが当事者のみならず人名を列挙することで証人をも行為に関与させようとする（書証によって口承を生み出す）ものであったと

¹⁷ J. J. Larrea, *La Navarre du IV^e au XII^e siècle. Peuplement et société*, Bruxelles, 1998.

¹⁸ *Ibid.*, pp. 270-278; R. Collins, Visigothic Law and Regional Custom in Disputes in Early Medieval Spain, W. Davies and P. Fouracre (eds.), *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 97-104.

¹⁹ T. Adachi, Documents of Dispute Settlement in Eleventh Century Aragón: A Genetic Approach, *Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp.127-136; id., Documents of Dispute Settlement in Eleventh Century Aragón and Navarra: King's Tribunal and Compromise, *Imago Temporis Acti. Medium Aevum*, vol. 1, in press.

²⁰ Kosto, *Making Agreements*, pp. 43-52. また、拙稿「地中海研究における史料論の可能性—「紀元千年」と史料論的方法論のゆくえ—」『西洋中世比較史料論研究』平成 17 年度研究成果年次報告書（科学研究費補助金 [基盤研究 B]）2006 年、22-24 頁。

理解すべきであろう²¹。第 2 に、いかに叙述性に富み、書式の自由度が高くなったとはいえ、それらはけっして無から生み出されたものではない。事実、それらは、冒頭定式では通常の文書と同じく贈与、売却、交換、確認、権利放棄、さらにはのちにコンヴェニエンティアの証書と銘打たれ、紛争の顛末などに関わる長大な叙述部分はおもむくは前文に配置される一方、全体としては証書としての形式が措置部から末尾の罰則規定や証人の下署にいたるまでほぼ完全に踏襲されている²²。したがって、これらは裁判記録ではなく、もとより証書として作成されているのであり、その意味では公法廷の文書発給能力やその機能不全をみとおす材料になりえないのはもちろん、ここに文書の通用力といった問いを掲げること自体およそ意味をなさなくなるのである。

名古屋大学で開催された 2004 年の国際研究集会（「歴史史料の生成：テキスト／コンテクスト」）でジンメルマンがいみじくも主張したように、証書は、当事者のみならず証人さえをも含むあらゆる関係者の相互行為を生み出す²³。だが、それはもともと、書記の資質や書式の使用といった、それ自体が描写しようとする現実から切り離された内的システムを備えると同時に、まさしく書くという行為そのものによって、そうした現実の無数の可能性が相対的に減じられた一定の「あるべき現実」を生み出そうとするから、これと連動してコンフリクトの潜在的な可能性はむしろ逆に増幅されてしまうことになる。証書はその意味で、紛争を抑止するどころか、そのリスク（とそれを検知する枠組み）をたえず生み出すのである。こうした作用を考慮に入れるならば、バルテルミィとコストが証書と「変動」との関係をめぐる結果的に正反対の理解を示さざるをえなかったように、いまやそれを「国家」や公法廷の機能、ひいては社会そのものの「変動」の有無と結びつける考え方がそのものが全面的に再考を迫られているといえるであろう。

*

スペイン北西部のガリシア、アストゥリアス、レオン、カスティーリャでは、アラゴンおよびナバーラと同じく、文書は総じてベセーロ[becerro]（本来は「皮革」の意。一般に皮装の冊子体であることに由来）やトゥンボ[tumbo]（「墳墓[tumulus]」に由来）と呼ばれる教会・修道院のカルチュレールを介して伝来している。これらの呼称については、カスティーリャではベセーロ、アストゥリアスおよびガリシアでは同じくトゥンボとそれぞれ呼ばれており、とくにレオンでは両者の呼称がいずれも使用されている。これらの地域におけるカルチュレール編纂の波は比較的早期に開始されていて、古くは 11 世紀末葉編纂のサン・ペドロ・デ・カルデーニャ修道院（カスティーリャ）のものを皮切りに（Becerro Gótico de Cardeña）、主要なところではサアグーン修道院（レオン）で 1110 年（Becerro Gótico de

²¹ T. Adachi, Charters and Community: A Study of Charter Production in Medieval Society, *Journal of Studies for the Integrated Text Science*, vol.1, no.1, 2003, pp.53-61.

²² Id., A Genetic Approach, pp. 127-136.

²³ Zimmermann, *Textus efficax*, pp. 137-156.

Sahagún)、レオン司教座聖堂教会では 1124 年頃 (Tumbo Legionense) にそれぞれ編纂されているように、その多くは早くも 12 世紀初頭に成立をみるにいたっている²⁴。また、大半の教会・修道院にはわずかなオリジナル文書しか伝来しておらず、カルチュレールに筆写・集成された文書と同内容のオリジナル文書が伝来することはきわめてまれであるのに対して、唯一レオン司教座聖堂教会のカルチュレールについては、筆写・集成された文書のおおよそ半数にオリジナル文書が伝来しており²⁵、この点で同じくオリジナル文書が豊富ながら、それらと後代のカルチュレールとの対応関係がほとんどない (オリジナル文書の大半がカルチュレールの編纂主体とはおよそ関係のない俗人同士を行為主体とする) カタルーニャの文書伝来パターンとも際立った対照をなしている。

主要なカルチュレールは、あくまでも歴史家による利用上の便宜を優先して、オリジナル文書や単葉形式のコピーをも網羅し、全体を年代順に配列した「文書集成[colección diplomática]」という形式で 1970 年代以降、漸次刊行が進められてきた。だが、フランス学界における 1990 年代のカルチュレール研究の隆盛に呼応して、そうした「文書集成」をあらためて解体するかのようになり、カルチュレールそのものの生成過程や、そこに筆写・集成された文書とオリジナル文書や単葉形式のコピーとの対応関係が、とりわけ文書学・文献学寄りの研究において意識的かつ系統的にあつかわれるようになってきている。なかでもこうした動向を牽引するのが、亡父エミリオとともにレオン司教座聖堂教会文書やサン・サルバドール・デ・セラノーバ修道院文書の刊行に尽力してきたアルカラ大学のカルロス・サエスであり、彼が主幹をつとめる同大学第 1 歴史・哲学学部発行の『シグノ：文字文化史雑誌[Signo. Revista de Historia de la Cultura Escrita]』である。また、とくにサエスがまとめ役を担った 2002 年の第 4 回文字文化史国際学会における部会「中世初期における書物と文書」の諸報告は、この方面の研究がスペイン学界においてもフランス学界と共通の問題意識をもって進められ、いまや方法論や手続きのうえでもけっして引けを取らない水準に到達していることを如実に示している²⁶。

サエス自身はこの研究集会で、スペイン北西部にはオリジナル文書が不足しているとの理由から、あえてカタルーニャのオリジナル文書を材料として下署の様式の変遷 (「下署した[subscripti]」から純粋なシグナムへ) を仔細に検討している²⁷。ここには、こうした文書の内的システムに関わる問題ならばスペインの東と西を容易に行き来して論ずることができるという認識が典型的にあらわれている。だが、そうした問題をまさしく「文字文化」

²⁴ J. I. Fernández de Viana y Vieites, Problemas y perspectivas de la Diplomática de los reinos asturiano, leonés y castellano leonés en la Alta Edad Media, *VI Congreso Internacional de Historia de la Cultura Escrita*, vol. 2, Alcalá de Henares, 2002, pp. 39-53.

²⁵ J. A. Fernández Flórez y M. Herrero de la Fuente, Libertades de los copistas en la confección de cartularios: el caso del Becerro Gótico de Sahagún, *Scribi e colofon...cit.*, pp. 301-305.

²⁶ C. Sáez (ed.), *VI Congreso Internacional de Historia de la Cultura Escrita*, Alcalá de Henares, 2002.

²⁷ Sáez, La sociedad visual: signos diplomáticos en la Corona de Aragón, *VI Congreso...cit.*, pp. 207-226.

という表現をもって社会の動向と接続しようとした途端、その議論はスペイン北東部をあつかうフランス＝スペイン学界ときわめて顕著な差異を示しはじめる。それというのも、スペイン北西部研究では一般に、1978年のアビリオ・バルベロとマルセロ・ビジルの共著以来、ローマ＝西ゴートの「国家」による統治をいささかも経験しなかったカンタブリア山脈の土着的かつ部族的な血縁共同体の解体過程こそが封建化の起点とみなされており²⁸、まさしくこの過程と、9・10世紀以降のカルチュレール所収の文書群の増加傾向が完全に連動するものと考えられているからである。

たとえば、レオノール・シエラ・マカロンは、地方貴族の私有修道院であるソブラード・デ・ロス・モンヘス修道院（ガリシア）のカルチュレールに集成された文書群の年代分布から、文書数が少ない9世紀から10世紀前半までを部族的な社会ゆえの口承優位の時代とみなし、これに対して10世紀後半からの文書数の急増が、修道院による土地の集積と封建的所領の生成を法的に支えるものとしての書証優位の時代への移行を典型的に示すものとみなしている²⁹。こうした考え方はまた、カルチュレールの編纂動機をめぐる理解にも反映されている。たとえば、アルムデナ・E・グティエレス・ガルシア＝ムニョスは、13世紀に成立したシグエンサ司教座聖堂教会カルチュレールと、これとは別に伝来する比較的豊富な同司教座のオリジナル文書や単葉形式のコピーとの対応関係を仔細に検討することにより、編纂当時の司教ロドリゴがカルチュレールの編纂にあたりいかなる文書を取捨選択していかなる記憶を残そうとしたかを明らかにしているが、そもそもカルチュレールのそうした人為的性格が意味をもつのは口承から書証への転換があつてこそであつたとし、カルチュレールそのものがまさしくその所産であつたと主張している³⁰。

以上のような「文字文化」の継続的発展は、もっぱら自生的かつ内発的な諸要因によって説明されているわけではない。わけでもカスティーリャ＝レオン国王フェルナンド1世（在位1035～65）から続くアルフォンソ6世（在位1065～1109）の治世に強化されたクリュニ修道院との緊密な政治的諸関係やサンティアゴ巡礼熱の高まりによって大挙して流入したピレネー山脈以北の聖職者の役割が、ここではことのほか重視されている。たとえば、ホセ・イグナシオ・フェルナンデス・デ・ビアーナ・イ・ビエイテスは、そうした「文字文化」発展の頂点にアルフォンソ7世（在位1126～57）治世にフランス人ユグ（ウゴ）が率いた国王文書局の確立を位置づけているが、早くも11世紀中葉にはとりわけ同地域のクリュニ改革の一大拠点であるサアグーン修道院のフランス人、またはその薫陶を受けた書記の影響を介して国王文書固有の（私文書に近い）書式が確立しつつあつたとし

²⁸ A. Barbero y M. Vigil, *La formación del feudalismo en la Península Ibérica*, Barcelona, 1978. この点をめぐっては、拙稿「大所領と独立農民」21-41頁。

²⁹ L. Sierra Macarrón, El aumento de la producción escrita en los tumbos del monasterio de Sobrado de los Monjes (siglos IX-XIII), *VI Congreso...cit.*, pp. 119-131.

³⁰ A. E. Gutiérrez García-Muñoz, Originales y copias: la conservación en el Archivo de la Catedral de Sigüenza (siglo XII), *VI Congreso...cit.*, pp. 133-142.

いる³¹。こうした傾向はまた、書法の変化にも明らかに反映されている。たとえば、マルタ・エレーロ・デ・ラ・フエンテは同じくサアグーン修道院文書を材料として、全体としては西ゴート書体が優勢ながら 11 世紀中葉からフランス人修道士の手を介してカロリーナ小文字とその略記法がともに導入され、同世紀末葉には文書に占める両者の割合が逆転するにいたったとしている³²。また、ホセ・A・フェルナンデス・フローレスとの共同研究によれば、サアグーン修道院カルチュレールのコピストであるムニオなる修道士は、書記として自ら作成した文書では一貫して西ゴート書体を用いながら、カルチュレールの編纂に際しては、カロリーナ小文字と略記法を体系的に導入すると同時に、旧来の文書の文法的な不備を正すことさえ躊躇せず筆写・集成にあたったという³³。

いずれにせよ、スペイン北西部研究の動向から窺われるのは、早くて 8 世紀、通常は 9 世紀以降という文書の伝来状況そのままに、「文字文化」が封建制の形成過程と並行して継続的な発展を遂げてゆくという考え方である。それゆえ、この時間的枠組みにおいては、同北東部研究における社会の「変動」が当初から想定されていないのと同様に、文書の「危機」や「変動」もまるで意味をなさないことになるのである。むしろこれは、書式レヴェルの生成論的研究があまりさかんでないことに一因があるように思われるが、明らかに西ゴート書式をもって作成された文書がけっして少なくないレオンでさえもこうした理解の範疇で議論されるのは、文書の伝来状況のみならず、前述のようにローマ=西ゴートの「国家」や法との系譜関係がもとより断ち切られている、それどころか、書証はそれとは無縁な、むしろ封建的支配関係に立脚したその意味での「国家」を法的かつ政治的に保証するものとしてとらえられているという理論的前提をぬきにはけっして説明されえないであろう。

*

文書そのものの「社会的」機能を、歴史性を捨象することなく論ずるのはじつはそうしたやすいことではない。「紀元千年論争」と接続されたスペイン北東部研究における「変動」をめぐる論争も、同北西部研究における「継続的発展」という理解も、結局のところ受益者の権利を法的に保証するものとしての書証と、その背後に控える「国家」や法がいかなるものであったかという問いへと行きついてしまう。ここにはいずれの場合にも、文書の書式、内容、はてはその伝来状況さえもが、文書を生み出した当の社会の動向と完全に連

³¹ 註 24 参照。国王文書局の確立にともないサアグーン修道院由来の固有の書式が成立したのち、フェルナンド 2 世（在位 1157~88）の治世に印章がはじめて使用されるようになるという。また、12 世紀後半にはサンティアゴ・デ・コンポステーラで公証人 [notarius publicus] の言及が初出するが、これもまた巡礼を介してピレネー山脈以北の影響をいち早く受けたためと説明されている。

³² M. Herrero de la Fuente, *De Cluny a Sahagún: la escritura carolina en el monasterio de Sahagún (siglos XI-XII)*, *Le statut du scribeur...cit.*, pp. 29-40.

³³ 註 25 参照。

動しないまでも、多かれ少なかれ密接に関係していて、それを方法次第では直接または間接的にみとおすことができるものとする比較的伝統的な認識が根底に横たわっている。これに対して、カタルーニャならではの議論とはいえ、ジンメルマンのように、もともと文書の内的システムが社会的現実を忠実に記録すべく構築されていないとの立場から、従来とは逆に前者が後者に対していかに作用しうるかを問題の核心に据えた場合、究極的には文書一般、さらには「書かれたもの」一般が社会的にいかなる機能を果たすかという根源的な問いに否応なしに直面することになるであろう。その意味では、書記の筆は同時代人のみならず、われわれをもかたくなに客観化を拒みつつける「現実」の渦中に突き落とすのである。